

## 答 申 第 434号

### 第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 1月29日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成15年度以降の健康福祉局障害福祉部障害企画課（以下「障害企画課」という。）及び港区港保健所保健予防課（以下「港保健所」という。）が請求者に関する通報・相談等を受けた記録及び当該通報・相談等を受けて当該所管課が行った業務の内容がわかる文書に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 同年 2月12日、実施機関は、本件開示請求に対して、下記(1)に掲げる個人情報を特定し、下記(2)の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

#### (1) 一部開示を行った文書

ア 平成16年 4月19日付精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号。以下「精神保健福祉法」という。）第27条第 1項の規定に基づく措置診察の実施についての文書

イ 平成16年 4月21日付精神保健福祉法第29条第 1項に基づく入院措置についての文書

ウ 平成16年 5月17日付精神保健福祉法第23条の規定に基づく申請の結果についての文書

エ 平成19年 6月28日付精神保健福祉法第27条第 1項の規定に基づく措置診察の実施についての文書

オ 平成19年 6月28日付精神保健福祉法第29条第 1項に基づく入院措置についての文書

#### (2) 文書の一部を開示しない理由

ア 条例第20条第 1項第 3号及び同条同項同号ただし書括弧書に該当申請者氏名・住所・生年月日、申請者の添付書類、主治医からの情報、診察医氏名・勤務先、及び関係職員の氏名等は、当該開示請求者以外の

者の情報であり、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

イ 条例第20条第 1項第 7号に該当

非開示の部分には主治医からの情報等、診察医氏名・勤務先の情報の記載があるが、実施機関としてこれらを開示すると、診察対象者が直接接することが可能となり、情報提供や措置診察の協力を得ることが困難になるおそれがあり、今後の指定医の診察・入院措置事務の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。

3 平成27年 3月 2日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

- (1) 「一部について開示をしない理由」の条例第20条第 1項第 3号が理由として該当しないと思われるため開示を要求する。また、開示しない理由についての説明が不十分であるので説明を具体的にしてほしい。
- (2) 公開された情報中に虚偽（誇張、曲解）がある。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件保有個人情報、開示請求者の権利利益を守るためのものでもあり、開示しない理由について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第28条の「説明」がなされていないので違法である。また、憲法上の「国民の知る権利」を侵害するものであり、適正に開示請求者の権利利益が守られていない。
- (2) 個人情報保護法第 2条では、個人情報の定義として「生存する個人に関する情報」とあり、本件一部開示決定の非開示理由である「開示請求者以外の個人情報であり、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報。」という項目に該当しない。すでに故人となっている者の個人情報は含まれず、権利利益は侵害しない。

- (3) 本件保有個人情報、過去の事実と合致しておらず、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下、「行政機関個人情報保護法」という。）第5条（正確性の確保）が守られていない。
- (4) 行政機関個人情報保護法第14条第2号（ロ）（保有個人情報の開示義務）に違反している行為である。
- (5) 行政機関個人情報保護法第15条第2項（部分開示）に違反している。非開示となっている主治医の意見等は「特定の個人を識別することができることとなる記述等」には当たらないので、開示請求者以外の権利利益は害されない。また、医師の権利利益を守る為であると判断したのであれば、その理由について明示しないのは個人情報保護法第28条に違反するため、説明を求める。
- (6) 行政機関個人情報保護法第16条（裁量的開示）に則った開示を要求する。
- (7) 開示請求者は、内容確認のみを目的として本件開示請求を行ったものであり、開示請求者以外の者に害を与えるなどの他意はない。
- 開示請求者は、平成19年に措置入院に対して取消訴訟を起こしており、主治医や精神保健指定医などの関係者の氏名や意見については、裁判終了時には認知している。（特に〇〇医師については、平成16年頃からその居宅についても〇〇病院職員を通じて知っていた。）
- 現時点で、医師らに対して害を与えてはならず、非開示理由となっている「開示請求者以外の正当な権利利益を害するおそれ」は無く、開示しても害はない。むしろ、開示された内容に虚偽の申請が多く、開示請求者の正当な権利利益が害されている。それを確認するためにも、非開示とした部分を可能な限り開示してほしい。
- (8) 開示請求者以外の者（措置入院申請者、通報者、それを依頼した人物）の不当な利益を図る為に非開示とされた疑いがある。（名誉棄損、侮辱、私公文書偽造、虚偽申告等の犯罪行為の隠蔽があるのではないかと疑っている。）
- (9) 事実と名古屋市に対してなされている申請が違うことを証明したい。

(10)実施機関は、追加の弁明意見書において、条例第20条第 1項第 7号に該当すると述べているが、その理由を明示されたい。通報者や、医療関係者に迷惑がかかると言っているが、迷惑をかけるつもりはない。協力が得られなくなるというのはどういう事を根拠に言っているのか。理由を提示していただかないとこちらにも納得できない。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 措置入院の手續きに関与した診察医の氏名等を明らかにすることにより、診察医に対して入院措置についての説明を求めたり抗議をしたりする等、診察医の私生活等に影響を及ぼすおそれがある。
- 2 措置入院の手續きに関与した主治医の情報、診察医、実施機関の職員および本市職員の氏名を明らかにすることによって、当該職員ら個人に対し、直接請求を求めたり、抗議をしたりする等、当該職員らの私生活等に影響を及ぼすおそれがある。
- 3 また、主治医からの情報等は、精神保健福祉法第27号第 1項に基づき行われる調査により、情報元から任意で取得するため、実施機関としてこれらを開示した場合には情報提供を受けられなくなるおそれがある。
- 4 診察医氏名・勤務先については、精神保健福祉法第27条第 1項に基づき行われる診察は、市の指定する精神保健指定医により診察を実施しており、民間病院や診療所に勤務する精神保健指定医の協力を得て指定しているため、開示した場合には、措置診察の協力を得ることが困難となるおそれがある。

#### 第 5 審議会の判断

##### 1 争点

異議申立人が開示を求めている保有個人情報条例第20条第 1項第 3号及び第 7号に該当するか否かが争点となっている。

##### 2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示

が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

### 3 措置入院について

措置入院とは、精神保健福祉法第29条に基づき、精神保健指定医2名の診察の結果、その者が精神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると2名の医師から認められたときに、行政の権限により強制的に入院治療をする制度である。

### 4 一部開示文書について

通報者等から港保健所へ提供された情報を基に作成され、障害企画課が精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づく措置審査の実施並びに同法第29条の1に規定する措置入院を実施したことに関する文書である。

### 5 開示しない理由の追加について

実施機関は、本件異議申立ての審議中に開示しない理由の追加を行ったが、当審議会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては、次のとおり判断する。

条例が開示しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ

合理的な判断を確保するとともに、開示しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。開示しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、開示しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審議会において、新たに追加された開示しない理由について審議することができないとすると、当審議会より答申を受けた実施機関がその新たな開示しない理由により再び非開示決定を行う可能性も否定できず、本件異議申立てに対する迅速な決定を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は追加弁明意見書を当審議会に提出し、当審議会は異議申立人に対して当該追加弁明意見書の写しを送付するとともにそれに対する反論の機会も与えた。

以上のことから、当審議会としては、追加された開示しない理由も含めて本件異議申立ての審議を行ったものである。

## 6 非開示事由該当性について

### (1) 条例第20条第1項第3号該当性

措置入院は、本人の同意なくその者を入院させる制度であることから、通常、本件個人情報に記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予想される。

措置入院申請者氏名・住所・生年月日、主治医からの情報、診察医氏名・勤務先、及び関係職員の氏名等は、当該開示請求者以外の者の個人情報に該当し、これらを開示することにより、措置入院に対する本人の認識の相違から、各書類の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、当該開示請求者以外の者に直接かつ頻繁に説明を求めるにとどまらず、当該意見に対する不満や苦情を述べたり、抗議をしたりすることも、措置入院が本人の同意なくその者を入院させるものであることから、全く考えられないものではない。

また、当審議会の調査によると、過去に本市において、本人の意思に反した精神科病院への入院に関与した公務員に対し、その自宅や転勤先に押しかける等の事例が発生している。

こうした事例自体は、本件において、必ずしも生じ得るものとは考え難いが、上記説示したところに照らせば、およそ具体的に生じ得ない事例であるとは言い難いところである。そして、このような事例が生ずれば、指定医その他本件措置入院手続きに関与した者の平穏な社会生活に影響を及ぼし、そ

の正当な権利利益を侵害するものと認められる。

以上のとおり、同号に該当するとする実施機関の判断に、特段不自然、不合理な点は認められない。

なお、本市条例においては死者の個人情報についても生存者と同様に保護の対象となるため、生存者と同様の判断を行った。

## (2) 条例第20条第 1項第 7号該当性

主治医からの情報については、特定の個人が識別しうる情報ではないものも含まれるが、これが開示されることにより、医療機関に対し、各書類の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、直接かつ頻繁に説明を求めたり、抗議をしたりする等、その正当な権利利益を侵害するおそれが生ずることが考えられ、そのため、今後主治医が患者に伝えていない情報を記載することを躊躇し、率直な意見が得られにくくなるおそれがある。

また、措置入院の調査は精神保健福祉法第27条第 1項の規定に基づくものであるが、病院からの情報の提供は任意であるため、上記のような事態が生ずれば、主治医からの情報提供を受けられにくくなることが予想され、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のとおり、同号に該当するとする実施機関の判断に、特段不自然、不合理な点は認められない。

7 なお、異議申立人の主張には自身の境遇等を述べるものが含まれていたが、これらは、非開示部分を開示するべきと判断するに足る合理的な主張であるとは認められない。

また、異議申立人は措置入院の妥当性や精神保健福祉制度への意見も述べていたが、当審議会はそれらについて判断する権限を有しない。

8 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

## 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 3月11日	諮問書の受理
3月24日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月24日	実施機関の弁明意見書を受理
5月 7日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意

	見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述 申出書を提出するよう通知
5月27日	異議申立人の反論意見書を受理
12月18日 (第209回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成28年 2月12日 (第211回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取 (欠席)
3月 8日	実施機関の追加の弁明意見書を受理
4月15日 (第213回審議会)	調査審議
4月27日	異議申立人に追加の弁明意見書の写しを送付 併せて、追加の弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を提出するよう通知
6月16日	異議申立人の反論意見書を受理
6月17日 (第215回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
7月15日 (第216回審議会)	調査審議
9月16日 (第218回審議会)	調査審議
11月11日 (第220回審議会)	調査審議
平成29年 1月20日 (第222回審議会)	調査審議
2月 2日 (第223回審議会)	調査審議
4月21日 (第225回審議会)	調査審議
5月12日	答申